

# 大気汚染防止法に基づく特定粉じん（石綿）排出等作業に係る規制

埼玉県環境部 大気環境課

## 大気汚染防止法の改正により、石綿の規制が強化されました。

- 石綿含有成形板等を含む全ての石綿含有建築材料に規制対象が拡大
  - 石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の排出等作業に係る作業基準創設
  - 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った場合等の直接罰の創設
  - 解体等工事前の石綿含有建築材料の使用の有無の調査（事前調査）の結果を都道府県知事へ報告することを義務付け（令和4年4月施行）
  - 建築物の事前調査者は環境大臣が定める者が行うことを義務付け（令和5年10月施行）
  - 一部の工作物の事前調査者は環境大臣が定める者が行うことを義務付け（令和8年1月施行）
- } 令和3年4月施行

### 1 規制対象の特定建築材料に該当する石綿含有建築材料（大気汚染防止法施行令第3条の3）

区 分		建築材料の具体例
吹付け石綿	レベル1	①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式）、③石綿含有ひる石（パーミキュライト）吹付け材、④石綿含有パーライト吹付け材
石綿を含有する断熱材 (吹付け石綿を除く。)	レベル2	①屋根用折板裏断熱材、②煙突用断熱材
石綿を含有する保温材 (吹付け石綿を除く。)	レベル2	①石綿保温材、②石綿含有けいそう土保温材、③石綿含有パーライト保温材、④石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑤石綿含有ひる石保温材、⑥石綿含有水練り保温材
石綿を含有する耐火被覆材 (吹付け石綿を除く。)	レベル2	①石綿含有耐火被覆板、②石綿含有けい酸カルシウム板第2種、③石綿含有耐火被覆塗り材
石綿含有成形板等	レベル3	①石綿含有スレートボード、②石綿含有けい酸カルシウム板第1種、③石綿含有ビニル床タイル、④石綿含有セメント管、⑤押出成形品
石綿含有仕上塗材	レベル3 相当	石綿含有建築仕上塗材

#### 「石綿を含有する」とは

- ①又は②のいずれかに該当する場合
- ①建築材料の製造又は現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたもの  
※意図的に含有させた場合には、石綿の含有量の多少を問わない。
- ②石綿の質量が当該建築材料の質量の0.1%を超えるもの

**特定粉じん排出等作業に該当する作業（大気汚染防止法施行令第3条の4）**

番号	作業の種類	規制対象規模
1	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業	全て
2	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を改造し、又は補修する作業	全て

**2 事前調査の実施と調査結果の説明、都道府県等への報告など（大気汚染防止法第18条の15）**

- ・解体等工事の受注者(以下「元請業者」という。)又は自主施工者は、当該解体等工事が、**特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(以下「特定工事」という。)**に該当するか否かについて調査を行わなければならない。
  - ・元請業者は、当該解体等工事の発注者に対し、上記の調査結果について、書面を交付して説明するとともに、**書面の写しを3年間保存**しなければならない。
  - ・元請業者又は自主施工者は、**事前調査の結果を都道府県等へ報告**しなければならない。(一定規模以上の解体等工事に限る。)
  - ・元請業者又は自主施工者は、**事前調査の結果**を当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように**掲示**しなければならない。
- ※発注者は、**事前調査に要する費用を適正に負担し、当該調査に関し必要な措置を講ずることにより協力**しなければならない。

**解体等工事の元請業者又は自主施工者が行う事前調査について**

全ての解体等工事において、**特定建築材料の有無（特定工事に該当するか否か）**を設計図書その他の書面による調査、現地での目視による調査、分析調査により行う。  
 ※平成18年9月1日以降に設置の工事に着手したことが明らかな建築物や、ガasket等猶予期間を設けられていた一部製品の使用禁止後に設置の工事に着手した工作物については、設計図書等の書面で着手日を調査するだけで構いません。

	特定工事に該当しない場合 (特定建築材料がない場合)	特定工事に該当する場合 (特定建築材料がある場合)
事前調査に係る説明事項	<p>○元請業者は、発注者に対し、工事開始の日までに以下の事項を書面を交付して説明しなければならない。また、当該書面の写しを3年間保存しなければならない。</p> <p>①事前調査の結果                  ②事前調査を終了した年月日                  ③事前調査の方法                  ④書面による調査及び目視による調査を行った者の氏名、講習実施機関の名称*1</p> <p>*1 特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物以外の工作物に係る工事にあつては、塗料その他の石綿が使用されているおそれのある材料の除去の作業を伴うものに限る。</p>	<p>○元請業者は、発注者に対し、工事開始の日(届出対象特定工事*2の場合は特定粉じん排出等作業開始の14日前)までに以下の事項を書面を交付して説明しなければならない。また、当該書面の写しを3年間保存しなければならない。</p> <p>*2 レベル1及びレベル2の場合</p> <p>①事前調査の結果                  ②建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積                  ③特定粉じん排出等作業の種類、実施の期間、作業の方法                  ④事前調査を終了した年月日                  ⑤事前調査の方法                  ⑥書面による調査及び目視による調査を行った者の氏名、講習実施機関の名称*3                  ⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要                  ⑧特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所</p>

		<p>○届出対象特定工事の場合は、上記に加えて以下の事項を記載すること。</p> <p>①特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由</p> <p>②特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況</p> <p>③下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所</p>
	設計図書等に記載されている設置年月日により明らかに特定建築材料無しと判明した場合 (大気汚染防止法施行規則第16条の5第1号イからホのいずれかに該当する場合)	左記以外の場合
事前調査に関する記録事項	<p>○元請業者又は自主施工者は、事前調査に関する記録を作成し、解体等工事が終了した日から3年間保存しなければならない。</p> <p>①解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名</p> <p>②解体等工事の場所、解体等工事の名称及び概要</p> <p>③事前調査を終了した年月日、事前調査の方法</p> <p>④解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日</p> <p>⑤建築材料を設置した年月日（大気汚染防止法施行規則第16条の5第1号ロからホのいずれかに該当する場合）</p>	<p>○元請業者又は自主施工者は、事前調査に関する記録を作成し、解体等工事が終了した日から3年間保存しなければならない。</p> <p>①解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名</p> <p>②解体等工事の場所、解体等工事の名称及び概要</p> <p>③事前調査を終了した年月日、事前調査の方法</p> <p>④解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日、解体等工事に係る建築物等の概要、解体等工事対象となる建築物等の部分</p> <p>⑤書面による調査及び目視による調査を行った者の氏名、講習実施機関の名称</p> <p>⑥分析による調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称*<sup>3</sup></p> <p>⑦解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か及びその根拠</p> <p>*<sup>3</sup> 分析調査を行っている場合</p>
	設計図書等に記載されている設置年月日により明らかに特定建築材料無しと判明した場合	左記以外の場合
工事現場での掲示等	<p>○事前調査結果の発注者への説明書面の写しを現場に備え置くとともに、調査結果を現場に日本産業規格A3以上の大きさを掲示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査の結果</li> <li>調査を行った者の氏名又は名称及び住所（法人の場合はその代表者氏名も加える。）</li> <li>調査を終了した年月日</li> <li>調査の方法</li> <li>調査結果（建築材料の種類、特定建築材料に該当しないと判断した根拠の概要）</li> </ul> <p>※上記内容が含まれていれば石綿障害予防規則で定める掲示と兼用しても良い。</p>	<p>○事前調査結果の発注者への説明書面の写しを現場に備え置くとともに、調査結果を現場に日本産業規格A3以上の大きさを掲示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査の結果</li> <li>調査を行った者の氏名又は名称及び住所（法人の場合はその代表者氏名も加える。）</li> <li>調査を終了した年月日</li> <li>調査の方法</li> <li>調査結果（建築材料の種類、特定建築材料に該当するか否か及びその根拠の概要）</li> </ul> <p>※上記内容が含まれていれば石綿障害予防規則で定める掲示と兼用しても良い。</p>

## 下請負人に対する説明

特定工事の元請業者又は下請負人は、請け負った特定工事の全部または一部を他の者に請け負わせるときは、当該他の者に対し、次の事項を説明しなければならない。

- ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・ 特定粉じん排出等作業の種類
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

\* 元請業者は、特定工事が数次の請負契約によって行われる場合は、そのいずれの請負契約の下請負人に対しても、各下請負人の施工の分担関係に応じて、各下請負人の指導に努めなければならない。

## 事前調査結果の県等への報告

元請業者等は、一定規模以上の建築物等の解体等工事について、石綿含有建材の有無にかかわらず、県等へ報告することが義務付けられます。

報告対象	①作業対象となる床面積が合計 80m <sup>2</sup> 以上の建築物の解体工事 ②作業に係る請負代金が合計 100 万円以上の建築物の改修工事 ③請負代金が合計 100 万円以上の工作物*の解体・改修工事
報告方法	原則、石綿事前調査結果報告システムを通じて報告します。
報告期限	事前調査後に速やかに（遅くとも解体等工事に着手する前まで）

※特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める以下の工作物に限る。

① 反応炉	⑩ 送電設備 注4
② 加熱炉	⑪ 煙突 注5
③ ボイラー及び圧力容器	⑫ トンネルの天井板
④ 配管設備 注1	⑬ プラットホームの上家
⑤ 焼却設備	⑭ 遮音壁
⑥ 貯蔵設備 注2	⑮ 軽量盛土保護パネル
⑦ 発電設備 注3	⑯ 鉄道の駅の地下構造部分の壁及び天井板
⑧ 変電設備	⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い 注6
⑨ 配電設備	

注1 建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。

注2 穀物を貯蔵するための設備を除く。

注3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。

注4 ケーブルを含む。

注5 建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。

注6 建築物であるものを除く。

## 石綿事前調査結果報告システム

石綿事前調査結果報告システムとは、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則、及び大気汚染防止法に基づく石綿含有の有無の事前調査結果の報告手続（申請）をオンラインで行えるシステムです。

	石綿事前調査結果報告システム (申請ログイン)	石綿事前調査結果報告システム (操作マニュアル)
アドレス	<a href="https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp">https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp</a>	<a href="https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/">https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/</a>
二次元コード		

## 申請先

石綿事前調査結果報告書の申請先（システム又は書面）は下記のとおりとなります。

申請先	事前調査を実施した場所
さいたま市	さいたま市
川越市	川越市
川口市	川口市
所沢市	所沢市
越谷市	越谷市
春日部市	春日部市
草加市	草加市
埼玉県 中央環境管理事務所	鴻巣市・上尾市 <sup>※1</sup> ・戸田市・蕨市・桶川市・北本市・伊奈町
埼玉県 西部環境管理事務所	飯能市・狭山市・入間市・志木市・朝霞市・和光市・新座市・富士見市・ふじみ野市・日高市・三芳町
埼玉県 東松山環境管理事務所	東松山市・坂戸市・鶴ヶ島市・川島町・吉見町・滑川町・嵐山町・小川町・毛呂山町・越生町・鳩山町・ときがわ町・東秩父村
埼玉県 秩父環境管理事務所	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町
埼玉県 北部環境管理事務所	熊谷市 <sup>※1</sup> ・本庄市・深谷市・美里町・神川町・上里町・寄居町
埼玉県 越谷環境管理事務所	八潮市・三郷市・吉川市・松伏町
埼玉県 東部環境管理事務所	行田市・加須市・羽生市・久喜市 <sup>※1</sup> ・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町

※1 レベル1，2を除去する場合の特定粉じん排出等作業の届出等は、各市（上尾市・熊谷市・久喜市）が提出先になります。

### 3 特定粉じん排出等作業の届出など

#### 特定粉じん排出等作業実施届出（大気汚染防止法第18条の17）

特定工事のうち、吹付け石綿、石綿を含有する保温材、断熱材、耐火被覆材の排出等作業を伴うもの（届出対象特定工事）の発注者又は自主施工者は、作業の開始の日の14日前までに届け出なければならない。

ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う場合は、速やかに届け出なければならない。

届出書の様式	添付書類
<b>様式第3の5</b> 特定粉じん排出等作業 実施届出書 <b>別紙</b> 特定粉じん排出等作業 の方法	①特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 ②特定工事の工程の概要を示した工事工程表で、特定粉じん排出等作業の工程を明示したもの ③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の部分の見取図（主要寸法、特定建築材料の使用箇所を記入） ④作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図（主要寸法、隔離された作業場の容量（m <sup>3</sup> ）、集じん・排気装置の設置場所、排気口の位置を記入） ⑤掲示板の設置状況を示す見取図（設置場所、記載内容を記入）
<備考> ①2件以上の特定粉じん排出等作業が <u>同一の建築物その他工作物、同一の工場又は同一の事業場</u> で行われる場合には <u>一つの届出書によって届出をすることができる</u> 。なお、この場合には、 <u>一つの作業ごとに別紙を作成し</u> 、添付すること。 ②特定粉じん排出等作業実施届出書の添付書類については、以下の条件が満たされれば、 <b>労働安全衛生法における吹付け石綿除去作業等の実施に係る届出の添付書類の写し</b> をもって代えることができる。	
代用可能な書類一覧	
特定粉じん排出等作業実施届出の添付書類	代用可能な書類 (労働安全衛生法における届出の添付書類)
①特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	「仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面」
②特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	<input type="checkbox"/> 「工程表」 <input type="checkbox"/> 「工法の概要を示す書面又は図面」 <input type="checkbox"/> 「労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面」 ※特定粉じん排出等作業の工程が明示されているもの
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取り図	<input type="checkbox"/> 「建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面」 ※主要寸法、吹付け石綿使用箇所が記入されているもの
④作業場の隔離状況及び作業場出入口の前室の設置状況を示す見取図	<input type="checkbox"/> 「工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面」 <input type="checkbox"/> 「労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面」 ※主要寸法、隔離された作業場の容量、集じん・排気装置の設置場所、排気口の位置が記入されているもの

#### ◎計画変更命令

特定粉じん排出等作業実施の届出があった場合において、その届出を受理した日から14日以内に限り、届出者に対し、特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることがある。

### 建築物等の解体等工事におけるリスクコミュニケーションに関する指針による報告

発注者又は自主施工者（発注者の依頼を受けた場合は受注者でも可）は、大気汚染防止法に定める特定工事で、【石綿が漏えい又は飛散したもの】及び【届出対象特定工事で石綿を除去する面積が10m<sup>2</sup>を超えるもの】は、周辺住民等にリスクコミュニケーションを行い、その実施状況を県に報告するものとする。

（※「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」（環境省）を参照してください。）

実施方法：周辺住民等との情報の共有や交換の方法として、実施者が次の中から選定してください。

説明会の開催、戸別訪問、チラシ配布・回覧、掲示

実施時期：解体等工事の実施前、特定粉じん排出等作業の実施中、作業の終了後などに実施し、具体的な時期や実施頻度を現場毎で実施者が決定してください。また、石綿漏えい・飛散事故発生時はリスクコミュニケーションが必須です。

### 【石綿が漏えい又は飛散したもの】

#### ◎新たな特定建築材料発見時、石綿漏えい・飛散事故発生時

特定粉じん排出等作業実施中に石綿漏えい（※）・飛散事故が発生した場合や、解体等工事実施中に事前調査で確認できなかった特定建築材料が発見された場合は、直ちに工事を中止し、状況・対応状況等について迅速に報告し、情報共有してください。

#### ※石綿漏えいとは

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」において、石綿漏えい監視の観点からの目安は、石綿繊維数濃度1本/Lとすることが適当であるとされています。

（情報提供する事項の例）

- ・石綿が飛散したこと
- ・石綿の漏えい、飛散等の状況
- ・石綿の漏えい、飛散の原因
- ・漏えい箇所、飛散等の範囲
- ・漏えい濃度（漏えい箇所での大気中の石綿濃度の測定結果）
- ・事故発生時の緊急措置の内容と実施状況
- ・再発防止対策の内容と実施状況
- ・その他参考となる事項

#### ◎実施報告

大気汚染防止法に定める特定工事で、石綿が漏えい又は飛散したものについては、石綿を除去する面積にかかわらず、実施した全てのリスクコミュニケーションを指針の別紙様式により県に報告してください。

### 【届出対象特定工事で石綿を除去する面積が10m<sup>2</sup>を超えるもの】

#### ◎解体等工事の実施前

事前調査結果と建築物等の解体等作業に関するお知らせや、特定粉じん排出等作業実施のお知らせを掲示してください。解体等工事の規模や期間によっては、チラシの配布や説明会の開催などによる積極的なリスクコミュニケーションを実施してください。

（掲示事項例）

- ・事前調査結果（①調査実施者の氏名または名称及び住所、②調査方法及び調査箇所、③調査を終了した年月日、④調査結果（石綿の有無（石綿なしの場合も必須）、石綿有の場合は石綿含有建築材料の種類）
- ・特定粉じん排出等作業の計画（①実施予定期間、②実施時間帯、③石綿除去等の方法 等）
- ・工事発注者または自主施工者の氏名または名称及び住所
- ・工事受注者の氏名または名称及び住所、現場責任者の氏名、連絡場所
- ・工事現場の名称
- ・問い合わせ窓口

#### ◎特定粉じん排出等作業の実施中

特定粉じん排出等作業がある程度の期間に及ぶ場合は、石綿の漏えいの有無や石綿除去等作業の進捗状況、大気中の石綿濃度の測定結果等について、周辺住民等への情報提供を行ってください。

### ◎特定粉じん排出等作業の終了後

特定粉じん排出等作業の終了後には、作業が終了したことや除去した特定建築材料の処理状況等について、情報提供してください。

### ◎実施報告

工事発注者又は自主施工者は、大気汚染防止法に定める届出対象特定工事で、石綿を除去する面積が10m<sup>2</sup>を超えるものは、リスクコミュニケーション実施後に、実施状況を指針の別紙様式により速やかに報告してください。

## 工事完了後の報告

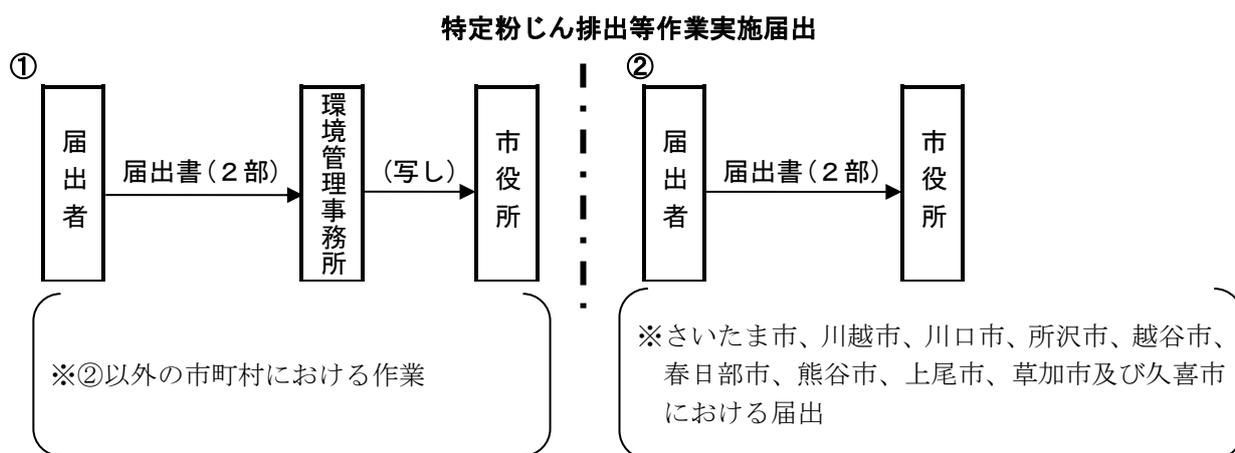
発注者又は自主施工者若しくは元請業者は、届出対象特定工事の特定粉じん排出作業完了後、石綿大気濃度調査結果及び工事実施状況等を報告してください。

報告内容：特定粉じん排出等作業完了後にすみやかに次の事項を報告してください。

- (1) 「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションに関する指針」に基づく報告書、大気汚染防止法施行規則第16条の16による報告事項
- (2) 大気中の石綿粉じん濃度の測定結果・測定位置図
- (3) 特定粉じん排出等作業自己点検表（除去状況の写真を添付）
- (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
- (5) 作業が完了したことについて発注者に報告した年月日（元請業者が提出する場合）

## 4 届出（報告）の流れについて

- (1) 届出等は、下記の場合以外は管轄する環境管理事務所に郵送又は持参し提出してください。－①  
さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市、春日部市、熊谷市、上尾市、草加市及び久喜市で特定粉じん排出等作業を行う場合、各市の環境担当課に提出してください(事務が移譲されているため)。  
－②
- (2) 届出書等の提出部数は**2部**です。ただし、届出者の控えとして必要な場合は余部を添えて提出してください。
- (3) 環境管理事務所へ届出する場合は、電子申請・届出サービスでも受け付けしております。



## 5 特定粉じん排出等作業基準について

- ・特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業について**作業基準（下表）を遵守**しなければならない。
- ・特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、**作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付けないように配慮**しなければならない。

### ◎作業基準適合命令等

特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が特定粉じん排出等作業において作業基準を遵守していない場合、その者に対し期限を定めて作業基準に従うことを命じ、又は作業の一時停止を命じることができる。

### 特定粉じん排出等作業に係る作業基準（大気汚染防止法施行規則第16条の4、別表第7関係）

	作業の種類	作業等の基準
	<p align="center"><b>全ての特定粉じん排出等作業の 作業開始前</b></p>	<p><b>【作業計画の作成】</b>            特定工事の元請業者又は自主施工者は、作業開始前に、次に掲げる事項を記載した<b>特定粉じん排出等作業の計画</b>を作成し、計画に基づき作業を行うこと。            作業計画の項目は以下のとおり。            (1) 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名            (2) 特定工事の場所            (3) 特定粉じん排出等作業の種類            (4) 特定粉じん排出等作業の実施の期間            (5) 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積            (6) 特定粉じん排出等作業の方法            (7) 対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況            ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要            ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所            ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所</p> <p><b>【作業内容等の掲示】</b>            特定建築材料の除去作業を行う際は、作業方法等の必要事項を表示した掲示板の設置が必要である。            作業内容等の掲示についても、周辺住民及び作業者の両方が見やすい場所に掲示する。            掲示の大きさは日本産業規格A3（29.7cm×43cm）以上とするが、縦、横のどちらでも差し支えない。            記載事項は以下のとおり。            (1) 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名            (2) 届出対象特定工事の場合、特定粉じん排出等作業実施届出書の届出年月日及び届出先            (3) 特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法            (4) 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所</p>

	作業の種類	作業等の基準
1	<p>①吹付け石綿が使用されている建築物等におけるすべての解体作業及び吹付け石綿を除去する改造・補修作業</p> <p>②石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を以下の方法で除去する解体作業及び改造・補修作業</p> <p>除去の方法： 掻き落とし、切断、破碎</p> <p>(2、5に掲げるものを除く。)</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所(作業場)を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気にJIS Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ 隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ 隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>
2	<p>○石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を以下の方法で除去する解体作業及び改造・補修作業</p> <p>除去の方法： 掻き落とし、切断、<u>破碎以外</u>の方法</p> <p>(5に掲げるものを除く。)</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して断熱材、保温材及び耐火被覆材を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>

	作業の種類	作業等の基準
3	石綿含有仕上塗材の除去等作業	<p>次に掲げる事項を遵守して特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 （ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）</p> <p>ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。 （1）特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （2）除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
4	石綿含有成形板等の除去作業	<p>次に掲げる事項を遵守して特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種にあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。 （1）当該特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （2）当該特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 当該特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
5	1、2に掲げる解体作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料の除去が著しく困難な作業	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>

	作業の種類	作業等の基準
6	吹き付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建築物等の囲い込み、又は封じ込め作業	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を囲い込み等を行うか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の<b>囲い込み</b>、又は<b>封じ込め</b>を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との<b>接着状態</b>を確認し、劣化が著しい場合又は下地との<b>接着が不良な</b>場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>ロ 吹き付け石綿の<b>囲い込み</b>若しくは石綿含有断熱材等の<b>囲い込み</b>等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹き付け石綿の<b>封じ込め</b>を行う場合は、1の項イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「<b>囲い込み等</b>を行う」と、「除去」とあるのは「<b>囲い込み等</b>」と読み替えることとする。</p>
	全ての特定粉じん排出等作業の作業中	<p>【特定粉じん排出等作業の実施状況の記録及び確認】</p> <p>元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施状況を<b>記録</b>し、特定工事が終了するまでの間<b>保存</b>すること。</p> <p>元請業者は、各下請負人が作成した記録により当該特定工事における特定粉じん排出等作業が作業計画に基づき適切に行われていることを<b>確認</b>すること。</p>
	全ての特定粉じん排出等作業の作業終了後	<p>【作業が適切に終了したことの確認】</p> <p>特定粉じん排出等作業の完了後に、作業が完了したことの<b>確認</b>を適切に行うために必要な知識を有する者に、当該確認を<b>目視</b>により行わせること。</p> <p>【作業結果の報告・記録】</p> <p>元請業者は、特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を発注者に<b>書面</b>で<b>報告</b>するとともに、特定粉じん排出等作業に関する<b>記録</b>を作成し、記録及び書面の写しを<b>3年間保存</b>すること。</p> <p>自主施工者は、特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し3年間保存すること。</p> <p>発注者への報告事項は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定粉じん排出等作業が完了した年月日</li> <li>(2) 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要</li> <li>(3) 作業完了の確認を行った者の氏名及び確認を行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項</li> </ol> <p>作業結果の記録事項は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所</li> <li>(2) 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施した場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所</li> <li>(3) 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</li> <li>(4) 特定工事の場所</li> <li>(5) 特定粉じん排出等作業の種類</li> <li>(6) 特定粉じん排出等作業の実施した期間</li> <li>(7) 特定粉じん排出等作業の実施状況（作業完了の確認年月日、確認の結果及び確認を行った者の氏名）</li> <li>(8) 作業完了の確認を行った者の氏名及び確認を行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項</li> </ol>

## 6 罰則

大気汚染防止法の規定及びそれに基づく命令に違反した場合の主な罰則は次のとおりです。

違反内容	罰則
計画変更命令（届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更命令）に違反した場合	6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 (法第33条の2第1項第2号)
作業基準適合命令等に違反した場合	
特定粉じん排出等作業の実施の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金 (法第34条第1号)
届出対象特定工事の特定粉じん排出等作業における特定建築材料の除去等の方法に違反した場合	3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金 (法第34条第3号)
事前調査結果の都道府県等への報告をせず、又は虚偽の報告をした場合*	30万円以下の罰金（法第35条第4号）

## 7 問合せ先

### (1) 県環境部大気環境課(048-830-3058)又は各環境管理事務所

環境管理事務所	所在地	電話番号
中央環境管理事務所	さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 (浦和合同庁舎)	048-822-5199
西部環境管理事務所	川越市新宿町1-17-17 (ウェスタ川越公共施設棟)	049-244-1250
東松山環境管理事務所	東松山市六軒町 5-1 (東松山地方庁舎)	0493-23-4050
秩父環境管理事務所	秩父市東町 29-20 (秩父地方庁舎)	0494-23-1511
北部環境管理事務所	熊谷市末広 3-9-1 (熊谷地方庁舎)	048-523-2800
越谷環境管理事務所	越谷市越ヶ谷 4-2-82 (越谷合同庁舎)	048-966-2311
東部環境管理事務所	北葛飾郡杉戸町清地 5-4-10	0480-34-4011

### (2) 市

市及び担当課所	所在地	電話番号
さいたま市 環境対策課	さいたま市浦和区常盤6-4-4	048-829-1330
川越市 環境対策課	川越市元町 1-3-1	049-224-8811(代表)
川口市 環境保全課	川口市朝日4-21-33 朝日環境センター内	048-228-5389
所沢市 環境対策課	所沢市並木 1-1-1	04-2998-9230
越谷市 環境政策課	越谷市越ヶ谷 4-2-1	048-963-9186
春日部市 環境政策課	春日部市中央 6-6-11	048-736-1111(代表)
熊谷市 環境政策課	熊谷市江南中央1-1	048-536-1521(代表)
上尾市 生活環境課	上尾市本町 3-1-1	048-775-6940
草加市 環境課	草加市高砂 1-1-1	048-922-1520
久喜市 環境課	久喜市菖蒲町新堀38	0480-85-1111(代表)

※労働安全衛生法（石綿障害予防規則）に関することは、以下の機関にご連絡ください。

埼玉労働局労働基準部健康安全課（電話 048-600-6206）又は各労働基準監督署

## 吹付け石綿・石綿含有保温材等使用建築物の解体等作業（レベルⅠ・Ⅱ）時の注意事項

### ☆事前に届出を

- レベルⅠ（吹付け石綿）、レベルⅡ（石綿含有保温材等）が使用されている建築物・工作物の解体、改造又は補修する作業を伴う建設工事（封じ込め又は囲い込み工事を含む）は、事前に届出が必要です。

**大気汚染防止法関係**: 14日前までに環境管理事務所・市役所へ

**労働安全衛生法関係**: 計画届出は14日前、作業届出はあらかじめ労働基準監督署へ

### ☆有資格者による管理を

- 石綿障害予防規則に基づく石綿作業主任者を選任する。
- 作業員に対し、石綿障害予防規則に基づく特別教育を実施する。
- 特別管理産業廃棄物管理責任者を選任する。



埼玉県のマスコット さいたまっち

### ☆解体・石綿除去作業時には点検・管理を十分に

- 事前調査結果及び作業内容について、**掲示板**を近隣住民及び作業従事者等から**見やすい場所に掲示**する（掲示の大きさは日本産業規格 A3 以上）。
- 吹付け石綿等の下にある**天井板等の内装材の撤去は作業場所を隔離**して行う。
- 湿潤薬剤**は石綿の厚さに応じて、**十分な量を塗布**する。
- 隔離・養生シート**の状況は常に確認し、**破損・漏れ等の無いように**する。
- 集じん・排気装置のフィルター**の交換は**十分な頻度**で行い、能力を常時確保する。
- 廃石綿・石綿付着物**は**作業場内に放置せず**、一時保管場所にて適切に保管・処理する。
- 除去した**廃石綿・石綿付着物の処理**、床掃除は毎日終業時に実施する。

### ★周辺石綿濃度調査を実施・報告してください

- 届出対象特定粉じん排出等作業の実施にあたっては、敷地境界などで**石綿濃度調査**を実施し、測定結果を届出書を提出した行政機関に報告してください。

**測定時期**: 石綿除去作業前、作業中、作業後

**測定地点**: 敷地境界又は施工区画（4箇所以上）、除去作業実施中: 排風機出口、前室入口付近

- アスベストモニタリングマニュアル 第4.2版（環境省）**に準じて測定を実施してください。
- 測定結果が石綿濃度**1本/L以上**となった場合は、すぐに作業を中止し、**行政機関に連絡**してください。

### ～民間建築物のアスベスト除去等に対する補助制度のご案内～

- ・埼玉県では、民間建築物に施工された吹付けアスベスト等の含有調査及び除去工事費の一部を補助しています。  
対象建築物: 民間建築物。ただし、アスベスト除去等の対象は1棟あたりの延べ面積が1,000m<sup>2</sup>未満の建築物の場合、定期報告（建築基準法第12条第1項）の対象となる建築物（共同住宅、寄宿舎を除く）に限ります。  
対象区域: 以下の12市を除く埼玉県内すべての区域  
12市: さいたま市、川口市、川越市、所沢市、越谷市、上尾市、草加市、春日部市、狭山市、新座市、熊谷市及び久喜市  
お申込み・お問い合わせ先: 都市整備部 建築安全課 震災対策・構造指導担当 TEL048-830-5527

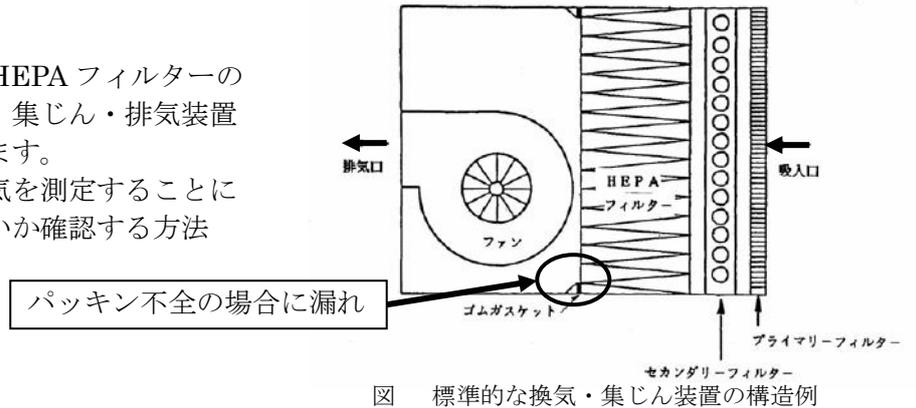
## 【参考】石綿除去作業における石綿飛散事例

### 事例 1

#### 集じん・排気装置からの飛散

HEPA フィルターの取付け不良、HEPA フィルターの取付け部のパッキンの劣化等により、集じん・排気装置からの石綿飛散事例が確認されています。

対策としてデジタル粉じん計で排気を測定することにより、集じん・排気装置に異常がないか確認する方法があります。



### 事例 2

#### 天井取り合い部分から石綿が飛散した事例

取り合い部分の外壁側の隔離が不十分であったため、取り合い部分の隙間から除去作業中の吹付け石綿が飛散。

室内が負圧になっていても、折板等の隙間から石綿が飛散します。

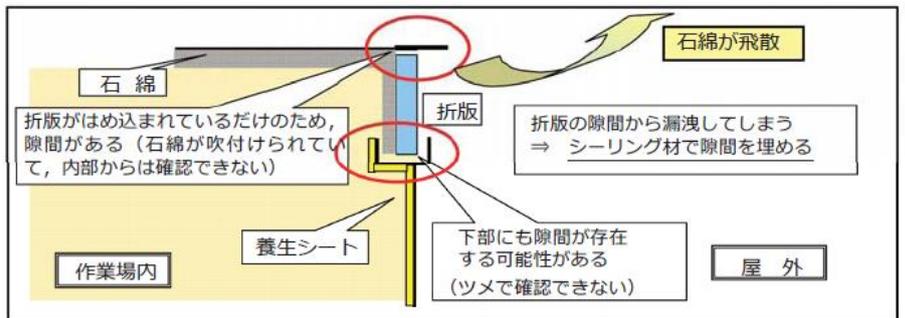


図 3. 61 折板や面戸の周囲に隙間がある場合の注意事項

出典：埼玉県石綿飛散防止対策マニュアル

## 石綿飛散防止専門委員会ヒアリングで紹介された石綿飛散・指導事例等

### ○自治体による指導事例 1

- ・ 勧告等の対象となった事例：未届で作業着手。取り残しがあるにも拘らず隔離養生を解除。隔離養生前に一部解体作業を実施。測定の結果、敷地境界基準を超過。  
→敷地境界基準超過の原因は、隔離不十分による石綿飛散。負圧の確保が不十分であったため出入口から石綿漏えい。出入口からの石綿の持ち出し、漏えい。
- ・ 指導での不備指摘事例：隔離シートの破損等の修復、適正な負圧状態の維持。

### ○自治体による指導事例 2

- ・ デジタル粉じん計による集じん・排気装置排出口の調査で、約 1 割の HEPA フィルターに異常がみられ集じん機を交換。
- ・ 条例に基づく石綿含有成形板の事前調査において、半数の現場で届出書に記載のない石綿含有成形板が見つかった。

### ○調査機関等から紹介された飛散事例 1

- ・ 事前調査・分別解体が適切に行われず解体し、近隣住民の苦情等で行政指導が行われ工事が一時中断した事例：現場には、レベル 1 とされる吹き付け材とレベル 3 の成形板が散在。  
→石綿を含有していた場合、飛散の可能性は高く、除去の工法も難易度が高い。
- ・ 解体現場の看板に「石綿不使用」と誤掲示していた事例。  
→解体後の現場の吹き付け材は、石綿を含有していた。

### ○調査機関等から紹介された飛散事例 2

- ・ アパート居室改修工事において、天井の吹付けヒル石（レベル 1）に養生・セキュリティールーム設置を行わずに、天井貼り付け（囲い込み工事）を行った事例。  
→天井貼り付け工事の際には、飛散抑制剤で固めたヒル石の天井にドリルで穴を開け天井板を固定するという工事で、法令違反のおそれ。

出典：第 36 回中央環境審議会大気環境部会 参考資料 2